

事務事業評価シート

評価実施年度：平成30年度

| | |
|---------|-------------------------|
| 上位の施策名称 | 施策Ⅲ-1-3 青少年の健全な育成の推進 |
|---------|-------------------------|

1. 事務事業の目的・概要

| | | | |
|----------|---------------|------|--------------|
| 事務事業担当課長 | 少女女性対策課長 青戸 忍 | 電話番号 | 0852-26-0110 |
|----------|---------------|------|--------------|

| | | | |
|---------|--|--|--|
| 事務事業の名称 | 青少年の健全育成及び非行防止対策事業 | | |
| 目的 | (1) 対象 | 県民（青少年） | |
| | (2) 意図 | 青少年が、社会の一員として必要な社会規範や自立性、豊かな人間性・社会性を身に付け、心身ともに健やかに成長するような環境整備を進める。 | |
| 事業概要 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域ぐるみで青少年健全育成に取り組んでいく社会的な気運をさらに醸成していくとともに、青少年の自主性や主体性が育まれるような環境作りをしていくため、普及啓発活動の充実と、活動の推進組織の運営強化を図る。 ○ 関係機関や団体等と連携して、様々な問題を抱える家庭や社会生活を円滑に営み自立していく上での困難を有する子ども・若者に対する相談や自立支援を行う。 | | |

2. 成果参考指標

| 成果参考指標名等 | | 年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 単位 |
|----------|------|------------------|------|------|------|------|------|----|
| 1 | 指標名 | 再犯率 | | 31.5 | 29.1 | 27.7 | 26.5 | % |
| | 式・定義 | 全刑法犯少年に占める再犯者の割合 | | | | | | |
| | 実績値 | 32.9 | 30.6 | 30.4 | | | | |
| 2 | 指標名 | 再犯率 | | | | | | % |
| | 式・定義 | 再犯率 | | | | | | |
| | 実績値 | | | | | | | |

3. 事業費

| | 前年度実績 | 今年度計画 |
|-------------|--------|--------|
| 事業費(b) (千円) | 17,332 | 10,893 |
| うち一般財源 (千円) | 15,158 | 8,718 |

4. 改善策の実施状況

| | |
|---------------------|----------|
| 前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況 | ③改善策を検討中 |
|---------------------|----------|

5. 評価時点での現状（客観的事実・データなどに基づいた現状）

- 平成29年中の非行少年は212人（前年比29人増）で、統計を取り始めた昭和24年以降最少となった平成28年から増加に転じた。また、非行少年のうち低年齢少年（触法少年）が占める割合は39%（72人）（前年比6ポイント減）である。
- 平成30年7月末現在の非行少年は123人（前年比9人増）であり、高水準で推移している。
- 平成29年中の少年人口1,000人あたりに占める非行少年は2.9人（前年比0.7人増）
- 平成29年中の刑法犯少年は112人（前年比27人増）で、そのうち再犯少年は34人（前年比8人増）であった。再犯率は30.4%（前年比0.2ポイント減）であり、依然として30%台で推移しているが、全国平均35.5%より下回っている。

6. 成果があったこと（改善されたこと）

- 平成29年は、刑法犯少年の再犯率が30.4%で前年比0.2ポイント減少した。

7. まだ残っている課題（現状の何をどのように変更する必要があるのか）

- ①困っている「状況」
- 刑法犯少年の再犯率は前年と比較し減少したものの、依然として高水準で推移している。
 - 非行少年のうち低年齢少年（触法少年）の割合が高く、非行の低年齢化が懸念される。
- ②困っている状況が発生している「原因」
- 再犯が発生する原因として、少年が非行を犯した初期の段階では真に反省していないことや、少年の境遇や家庭環境に非行を誘発する原因があること、さらには少年個々の特性等に応じた適切な指導・補導が行き届いていないことが挙げられる。
 - 非行少年のうち低年齢少年（触法少年）の割合が高い原因として、年少時から規範意識が十分醸成されていないことが挙げられる。
- ③原因を解消するための「課題」
- 非行を犯した初期段階に反省を促すための取組、関係機関や地域を巻き込んだ立ち直し支援や少年個々の特性等に応じた適切な指導・補導を行うことが必要である。
 - 年少時からの規範意識を醸成する方策や保護者に対する啓発を継続的に行っていく必要がある。

8. 今後の方向性（課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方）

- 松江市、出雲市、浜田市、益田市に業務委託している「再非行防止事業」や、地域の少年警察ボランティア等との連携による立ち直し支援を継続実施する。
- 非行少年に対し、事件処理後に警察官や少年補導職員等による面接の機会を確実に設けるなどして反省を促す。
- 非行が進んでいる少年や、非行を繰り返す少年に対しては、臨床心理士等専門的知識を有する者にアドバイスを求めるなど、少年個々の特性に応じた適切な指導・補導を行う。
- 非行防止教室等の継続実施により、年少時からの規範意識の醸成に取り組むとともに保護者に対する啓発を行う。